

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
10月7日  
(火曜日)

## 目 次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....二
- 保安林の指定(森林整備課).....三
- 海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課).....四
- 海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課).....四
- 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課).....五
- 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課).....七
- 公告
- 種畜証明書の交付(畜産振興課).....七

### 山口県告示第四百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関 成

| 名 医    | 療 称 | 所 在 地         | 廃 止 年 月 日 |
|--------|-----|---------------|-----------|
| 田村医院   |     | 光市室積大町二番二四号   | 平成二〇、六、三〇 |
| かめつら薬局 |     | 宇部市亀浦一丁目一番一九号 | " " 七、三一  |
| 室積薬局   |     | 光市室積大町二番一六号   | " " " "   |

### 山口県告示第四百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関 成

| 名 医          | 療 称 | 所 在 地            | 指 定 年 月 日 |
|--------------|-----|------------------|-----------|
| 谷川産婦人科クリニック  |     | 山口市矢原町七番三五号      | 平成二〇、九、一  |
| 山下脳神経外科クリニック |     | 下松市望町五丁目四番七号     | " " " "   |
| 田村医院         |     | 光市室積大町二番二〇号      | " " 七、" " |
| 村山歯科クリニック    |     | 岩国市平田一丁目三七番一〇号   | " " 九、" " |
| かめつら薬局       |     | 宇部市亀浦一丁目一番一九号    | " " 八、" " |
| ハート薬局        |     | " 大字東岐波五四六七の一    | " " 九、" " |
| あおい薬局        |     | 下松市大字西豊井一三二七の二   | " " " "   |
| ひまわり薬局下松店    |     | " 望町五丁目四番八号      | " " " "   |
| ファミリー薬局      |     | 岩国市南岩国町三丁目一七番一五号 | " " " "   |
| 室積薬局         |     | 光市室積大町二番二四号      | " " 八、" " |

### 山口県告示第四百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関 成

| 施術者の氏名 | 名称       | 所在地            | 指定年月日     |
|--------|----------|----------------|-----------|
| 杉山 茂   | エルスマイル山口 | 山口市大内御堀二〇六の一   | 平成二〇、八、一一 |
| 平瀬 則浩  | 自然堂鍼灸治療院 | 岩国市岩国一丁目二〇番四六号 | 五、一       |

山口県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関成

| 居宅介護事業者<br>氏名又は名称    | 住所又は主たる事務所<br>の所在地 | 居宅介護事業所<br>名称       | 所在地              | 事業の種類 | 廃止年月日     |
|----------------------|--------------------|---------------------|------------------|-------|-----------|
| 社会福祉法人<br>長門市社会福祉協議会 | 長門市東深川<br>一三二の一    | 長門市協日<br>置支部訪問介護事業所 | 長門市日置上<br>五九一四の三 | 訪問介護  | 平成二〇、八、三一 |
| "                    | "                  | 長門市協三<br>隔支部訪問介護事業所 | 三隅中<br>一四七三      | "     | "         |

| 居宅介護支援事業者<br>名称 | 主たる事務所の所在地          | 居宅介護支援事業所<br>名称                            | 所在地       | 廃止年月日 |
|-----------------|---------------------|--|-----------|-------|
| ウエルビィ山口株式会社     | 広島市西区商工センター六丁目一番二一号 | サンキ・ウエルビィ介護センター<br>岩国市麻里布町四丁目一六番二一<br>岩国中央 | 平成二〇、六、三〇 |       |

山口県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関成

| 居宅介護事業者<br>氏名又は名称    | 住所又は主たる事務所<br>の所在地 | 居宅介護事業所<br>名称        | 所在地              | 事業の種類    | 指定年月日    |
|----------------------|--------------------|----------------------|------------------|----------|----------|
| 有限会社育英               | 宇部市大字東須恵一九四三の三     | ヘルパーステーションすずらん       | 宇部市大字東須恵一九四三の三   | 訪問介護     | 平成一七、五、一 |
| 社会福祉法人<br>長門市社会福祉協議会 | 長門市東深川一三二の一        | ヘルパーステーションしあわせ長門     | 長門市東深川一三二の一      | "        | 平成二〇、九、一 |
| 医療法人岸田<br>医院会        | 下松市青柳一丁目二番一号       | 岸田訪問看護ステーション         | 下松市古川町一丁目五番五号    | 訪問看護     | 平成一八、二、一 |
| 株式会社天吉<br>屋          | 熊毛郡上関町大字長島三九一      | なぎさ訪問看護ステーション        | 熊毛郡上関町大字長島一二の二   | "        | 平成二〇、九、一 |
| 沼田 光生                | 周南市銀南街一            | 海風診療所                | 周南市銀南街一          | 居宅療養管理指導 | "        |
| 有限会社あさ<br>かいご        | 山陽小野田市大字鴨庄五六の二     | ひまわり・デイサービス宇部        | 宇部市居能町三丁目二番二二    | 通所介護     | "        |
| 株式会社オールケアー           | 防府市大字田島三七一の六       | デイサービスセンターオー<br>ルケアー | 防府市沖今宿一丁目一八番二〇号  | "        | 八、一      |
| 社会福祉法人<br>光市社会福祉協議会  | 光市光井二丁目二番一号        | 介護予防デイサービスふれまち虹の家    | 光市虹ヶ丘三丁目三番一五号    | "        | 九、一      |
| 医療生活協同<br>組合健文会      | 宇部市五十目山町一六番二三号     | デイサービスたんぼぼ           | 山陽小野田市セメント町四番二二号 | "        | "        |

山口県告示第四百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関成

| 居宅介護支援事業者<br>名 称<br>主たる事務所<br>の所在地 | 居宅介護支援事業所<br>名 称<br>所 在 地  | 指定年月日     |
|------------------------------------|----------------------------|-----------|
| 社会福祉法人長門市社会福祉協議会                   | 長門市東深川一三二の一<br>支部居宅介護支援事業所 | 平成一七、三、三二 |
| "                                  | 長門市協日置支部居宅介護支援事業所          | "         |
| "                                  | 日置上五                       | "         |
| "                                  | 九一四の三                      | "         |

山口県告示第四百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関 成

| 介護予防事業者<br>氏名又は名称<br>住所又は主たる事務所<br>の所在地 | 介護予防事業所<br>名 称<br>所 在 地 | 事業の種類                   | 指定年月日    |
|---|-------------------------|-------------------------|----------|
| 有限会社育英                                  | 宇部市大字東須恵一九四三の三          | ヘルパーズ<br>セッション<br>ずらん   | 平成一八、四、一 |
| 社会福祉法人長門市社会福祉協議会                        | 長門市東深川一三二の一             | ヘルパーズ<br>セッション<br>あわせ長門 | 平成二〇、九、  |
| 株式会社天吉屋                                 | 熊毛郡上関町大字長島三九一           | なぎさ訪問看護ステーション           | "        |
| 有限会社あさかい                                | 山陽小野田市大字鴨庄五六の二          | ひまわり・デイサービス             | "        |
| 株式会社オーエルケア                              | 防府市大字田島三七一の六            | デイサービス<br>センター<br>ルケアー  | "        |
| 医療生活協同組合健文会                             | 宇部市五十目山町一六番二<br>三三      | デイサービス<br>たんぼぼ          | "        |

山口県告示第四百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

阿武郡阿東町大字徳佐上字船方二の八四(次の図に示す部分に限る。)、字足毛谷四〇四の三二から四〇四の四〇まで、四〇四の四二、四〇四の四三、四〇四の四六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿武郡阿東町大字徳佐上字船方二の八四、字足毛谷四〇四の三二から四〇四の三九まで(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、阿東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

美祢市美東町長登字胡麻畠六九七

周南市大字奥関屋字徳搦一七二、八六三の三、八六四の一、八六六の一、八六六の二、八六八から八七〇まで、字森久一七四、一七五の一、字正泉八八五の一、大字八代字白坂三五五の一、字狐穴三五六、三五六の一、三五七、三五九、三六〇の一、二九七の一、二九七の二、二九七の三、二九七の四、字西山三九二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祿市美東町長登字胡麻畠六九七(次の図に示す部分に限る。)

周南市大字奥蘭屋字徳塙八六六の一・八六八から八七〇まで・字森久一七四・一七五の一・字正泉八八五の一・大字八代字白坂三五五の一・字狐穴三五六・二九七の一・二九七三・二九七四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十九号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関成

二十六の二 山口県山口南沿岸福川漁港海岸長田町地区海岸に関する部分を次のように改める。

二十六の二 海岸の名称

(一) 山口県山口南沿岸福川漁港海岸長田町地区海岸 指定区域

基点一、二、三、四、五、六の各点を順次結んだ線及び基点六、補助点六の一、一の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の位置 基点

一 周南市室尾二丁目二四一番地の六地先の標高(北緯三四度〇三分四四・二五二秒東経一三二度四三分四五・二八二秒)

二 基点一から三三度四五分二二・九秒五メートルの点

三 基点二から二四〇度五六分〇六・四秒一六メートルの点

四 基点三から二五二度〇六分二四・〇秒三八七メートルの点

五 基点四から二三二度四三分四五・八秒二二八メートルの点

六 基点五から二〇一度四六分一八・四秒一三九メートルの点

補助点

一の二 基点一から九二度四一分四六・一秒一〇メートルの点

一の二 基点一から一八五度三四分一九・七秒一八二メートルの点

六の一 基点六から一四八度五五分四九・五秒二二七メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。  
2 方位は、真方位とする。

山口県告示第四百八十号

海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域に関する告示(昭和五十一年山口県告示第三百七十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関成

表山口県山口南沿岸の項中

|     |     |     |     |      |
|-----|-----|-----|-----|------|
| 漁港  | 大島地 | 大島地 | 大島地 | 周南市長 |
| 大島地 | 大島地 | 大島地 | 大島地 | 周南市長 |
| 大島地 | 大島地 | 大島地 | 大島地 | 周南市長 |
| 大島地 | 大島地 | 大島地 | 大島地 | 周南市長 |

に改める。

|       |       |                          |                                 |          |         |
|-------|-------|--------------------------|---------------------------------|----------|---------|
| "     | "     | "                        | "                               | "        | "       |
| 熊谷家住宅 | 菊屋家住宅 | 東光寺<br>大雄宝殿<br>鐘楼<br>三鐘門 | 旧厚狭毛利家秋屋敷<br>長屋                 | 常念寺表門    | 常念寺の境内地 |
| "     | 萩市呉服町 | 四七番地                     | "                               | 萩市大字下五間町 | 常念寺の境内地 |
| "     | 今魚店町  | 東光寺の境内地                  | 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された建造物の敷地 | "        | "       |

二の一の表中

|    |         |        |
|----|---------|--------|
| 濱崎 | 平安古地区   | 萩市大字堀内 |
| "  | 町及び大字河添 | "      |
| 萩市 | "       | "      |

一の表中

山口県知事 二井 関 成

を削

**山口県告示第四百八十一号**

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月七日

|      |       |   |      |
|------|-------|---|------|
| 福川漁港 | 長田町地区 | 昭和三十二年山口県告示第百五十二号により指定された山口県南沿岸地区のうち福川漁港の区域に接する | 周南市長 |
|------|-------|---|------|

|           |         |         |           |           |           |
|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| "         | "       | "       | "         | "         | "         |
| 見島ジーンズ古墳群 | 萩藩主毛利家墓 | 萩藩主毛利家墓 | 萩藩主毛利家墓   | 萩藩主毛利家墓   | 萩藩主毛利家墓   |
| 萩市見島字片尻   | 山口市香山町  | 山口市香山町  | 萩市大字堀内字堀内 | 萩市大字堀内字堀内 | 萩市大字堀内字堀内 |
| "         | "       | "       | 大字榑東字青海   | 大字榑東字松本   | "         |

|        |        |        |         |            |         |           |          |           |           |           |
|--------|--------|--------|---------|------------|---------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| "      | "      | "      | "       | "          | "       | "         | "        | "         | "         | "         |
| 伊藤博文旧宅 | 木戸孝允旧宅 | 旧萩藩御船倉 | 旧萩藩校明倫館 | 萩反射炉       | 萩城跡     | 吉田松陰幽囚の旧宅 | 松下村塾     | 萩市大字榑東字新道 | 萩市大字榑東字新道 | 萩市大字榑東字新道 |
| "      | "      | 萩市     | 大字江向    | 大字榑東字上の二番地 | 大字堀内字旧城 | 一五三七番地の一  | 一五三七番地の二 | 萩市大字榑東字新道 | 萩市大字榑東字新道 | 萩市大字榑東字新道 |
| "      | "      | "      | "       | "          | "       | "         | "        | "         | "         | "         |

二の四の表中

|   |                              |       |         |
|---|------------------------------|-------|---------|
| " | 大照院<br>本堂裏<br>書庫<br>鐘楼<br>経蔵 | 萩市大字榑 | 大照院の境内地 |
|---|------------------------------|-------|---------|

|   |       |        |   |
|---|-------|--------|---|
| " | 森田家住宅 | 萩市大字黒川 | " |
|---|-------|--------|---|

|   |       |   |    |
|---|-------|---|----|
| " | 口羽家住宅 | " | 堀内 |
|---|-------|---|----|

を

に

を

を削

を削

及び



「萩市川上」を削

五の表区間の欄中  
 1 下関市と長門市との境界線から萩市玉江橋東詰までの間  
 2 萩市小畑橋西詰から島根県境までの間  
 を

「下関市と長門市との境界線から萩市と長門市との境界線までの間」を、「萩市山陰本線との交差点」を、「山口市と萩市との境界線」に、

「周南市一般国道三二五号の起点から萩市同国道の終点までの間」を

「周南市一般国道三二五号の起点から萩市と阿武郡阿東町との境界線までの間」に、「萩市一般国道四九〇号から萩市大字片俣と阿武郡阿武町大字福田上との境界線までの間」

「萩市と美祢市との境界線から美祢市一般国道四九〇号との交差点までの間」を  
 1 萩市一般国道二六二号との分岐点から美祢市一般国道四九〇号との交差点までの間  
 2 萩市一般国道二六二号との分岐点から美祢市一般国道四九〇号との交差点までの間  
 を

「萩市と美祢市との境界線から美祢市一般国道四九〇号との交差点までの間」に改める。

六の2の表区間の欄中「萩市から長門市まで」を、「阿武郡阿武町から長門市まで」(萩市の区域内の区間を除く。)(一)に改める。

「東萩駅前広場」を削  
 「萩市大字椿東字大広津」を削

山口県告示第四百八十二号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第五百五十六号の四)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関成

一の1の表中

|    |       |  |
|----|-------|--|
| 県道 | 萩篠生線  | 萩市県道萩篠生線の起点から同市大字椿東字船津二四九〇地先までの間       |
| 県道 | 山口防府線 | 山口市県道山口防府線の起点から同市大内長野一般国道二六二号との交差点までの間 |
| 県道 | 萩三隅線  | 萩市県道萩三隅線の起点から同市県道萩長門峡線との分岐点までの間        |

「山口防府線」を削  
 「萩長門峡線」を削  
 「萩市県道萩三隅線との分岐点から同市一般国道二六二号との交差点までの間」を削



(三九二) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十年十月七日

山口県知事 二井 関成

| 種畜証明書番号 | 名 | 前 | 品種 | 生年月日 | 産地 | 検査成績 | 飼養者の住所及び氏名又は名称 |
|---------|---|---|----|------|----|------|----------------|
|         |   |   |    |      |    |      |                |

平成二十年十月七日印刷  
平成二十年十月七日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

平一〇山口県北青海  
臨一〇六子山黒一三三二四一三八  
三(五)毛和種  
一平成一八  
山口県一級  
術山美  
セ口称  
ン県市  
夕農伊  
!林佐  
| 林  
| 總  
| 合  
| 町  
| 河  
| 原